

## 吹田市後援等の実施に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、団体が行う事業に対し市が行う後援等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援等 後援、協賛及び共催並びに賞状の交付をいう。
- (2) 後援 団体が行う事業に対して、市がその趣旨に賛同し、応援又は援助を行うことをいい、その内容は、奨励の意を表して「吹田市」という名義の使用を承諾することをいう。
- (3) 協賛 団体が行う事業に対して、市がその趣旨に賛同し、応援又は援助を行うことをいい、応援及び援助の方法として、相当の協賛金や物品等を市が出資するなど後援と比べて、市の関与の度合いが強い場合をいう。
- (4) 共催 市を含む複数の団体が事業実施の主体となって、共同でその事業を実施することをいい、後援及び協賛と比べて、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいい、その事業への市の関与の度合いが強い場合をいう。
- (5) 賞状の交付 吹田市長賞の賞状を交付することをいう。

### (対象者)

第3条 後援等の対象者は、公益性を有する団体又はこれに準ずるものとして市長が適当と認めるものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規約、会則等の定めがあり、団体の意思が明確であること。
- (2) 事業を適正かつ確実に遂行する能力があること。

### (承諾の基準)

第4条 後援等の承諾の基準は、次のとおりとする。

- (1) 広く一般市民が参加できる事業又は市民にとって有益な効果をもたらすと考えられる事業であること。
- (2) 学術、芸術若しくは文化の向上、産業若しくはスポーツ振興又は市民福祉の向上に寄与する事業で、市の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 営利を目的とする事業でないこと。
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動は行わないこと。(市が後援等を行うことにより、行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものを含む。)
- (5) 市内で実施される事業であること。
- (6) 自己の利益のためだけに市の名義を利用するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その構成員又はその密接関係者の利益になる又はそのおそれがあると認められるものでないこと。

### (申請)

第5条 市の後援等を受けようとする者(以下「後援等申請者」という。)は、当該事業を実施する日から少なくとも1か月前までに後援等承諾申請書(様式第1号)に次に掲げる

書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 開催場所の確保が確認できる書類
- (4) 講演等を行う場合は、そのテーマや講師など概要が確認できる書類
- (5) 賞状の交付にあっては、賞状の内容及び様式
- (6) 後援等申請者の定款、規約、会則等及び役員名簿
- (7) 初めて承諾申請を行う場合は、後援等申請者の活動実績が確認できる書類（市長が特に提出の必要がないと認める場合を除く。）
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（承諾の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、後援等の可否を決定し、後援等承諾通知書（様式第2号）又は後援等不承諾通知書（様式第3号）により、当該後援等申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第4条第3号及び第5号に該当しない場合であっても、公益上必要があると認める場合は、承諾することができる。
- 3 市長は、第4条各号に該当する場合であっても、承諾することが不適当であると認めるときは、承諾しないことができる。
- 4 前3項の場合において、後援等の可否を決定するに当たっては、市民部市民総務室又は関係部局の合議を経るものとする。

（調査等）

第7条 市長は、承諾後においても、前条の規定による承諾の通知を受けた者（以下「承諾決定者」という。）に対し、この要領の趣旨に従った事業の実施を確認するため、必要に応じて聴取又は調査を行うことができる。

- 2 承諾決定者は、市長の聴取又は調査に協力しなければならない。

（協議）

第8条 第5条の規定による申請が吹田市教育委員会の後援等と関係するときは、当該関係部局と連携するとともに、疑義があるときは、協議しなければならない。

（変更の届出）

第9条 承諾決定者は、当該事業の内容に変更があるときは、速やかに後援等事業内容変更届出書（様式第4号）に変更する内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の届出書の内容が、適當と認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、後援等事業内容変更承諾通知書（様式第5号）により当該変更届を提出した者に通知するものとする。

（報告）

第10条 承諾決定者は、当該事業が終了した日から1か月以内に後援等終了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書
- (2) 事業実施に際して配布し又は掲示した印刷物等
- (3) 講演等を行った場合は、その資料等
- (4) 会場風景写真

- (5) 賞状の交付にあっては、受賞者の氏名及び成績等
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(承諾決定の取消し)

第11条 承諾決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承諾を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により後援等を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、後援等の承諾の対象となった事業を実施しないとき。
- (3) 第4条各号の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、後援等の承諾を取り消したときは、速やかに後援等承諾取消通知書（様式第7号）により取消しを受けた者（以下「取消対象者」という。）に通知するものとする。

3 取消しの効力は、決定の時点まで遡るものとし、当該取消しにより取消対象者その他関係者に損害が生じても市はその責めを一切負わない。

4 取消対象者（取消対象者とその構成員の大半が同じであるなど、取消対象者と実態において同一であると認められるものを含む。）に対しては、当該取消しの日から原則として3年間、後援等の承諾を行わないものとする。

（無断使用に対する指導）

第12条 市長は、その承諾なしに後援名義を使用する者があるときは、直ちに、その使用を中止するよう求めるものとする。

（共催に関する事務処理）

第13条 共催に関する申請等の手続については、第5条及び第6条（第4項を除く。）並びに第9条から第11条までの規定にかかわらず、当該事業の趣旨等を十分に精査した上で、起案処理により意思決定を行うものとする。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、後援等の実施に関し必要な事項は市民部長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（平元. 1. 20）

この要綱は、平成元年1月20日から施行する。

附 則（平4. 11. 17）

この要綱は、平成4年11月17日から施行する。

附 則（平5. 12. 1）

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平10. 4. 20）

この要領は、平成10年4月20日から施行する。

附 則（平12. 4. 17）

この要領は、平成12年4月17日から施行する。

附 則（平18. 1. 31）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平19. 11. 12）

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

附 則（平23. 4. 1）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 4. 1）

（施行期日）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正による改正前の要領の別紙により作成した用紙は、この改正による改正後の要領の様式により作成した用紙とみなし、平成25年3月31日まで使用することができる。

附 則（平25. 3. 1）

この要領は、平成25年3月1日から施行し、同年4月1日以後の申請から適用する。

附 則（平28. 4. 1）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令3. 6. 1）

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の要領の様式により提出されたものとみなす。

3 改正前の要領の様式により提出された申請書その他の書類は、令和6年10月31日までの間、所要の調整をした上で、改正後の要領により作成した書類として使用することができる。